

平成 25 年 4 月

定款・規程類の改定等の概要

特定非営利活動法人
安全工学会

今総会において、定款及び定款細則の一部改定、会費規程の制定を審議いただきます。
その概要を以下まとめましたので、ご確認の上、総会への参加をお願い申し上げます。

(1) 定款改定の概要

改定点：

第 1 条：略称として「安全工学会又は JSSE」を明示

第 2 条：主たる事業所の住所を明確にする

(東京都中央区 → 東京都中央区日本橋茅場町三丁目五番二号 アロマビル 6 階)

第 5 条 事業の種類 における表現を簡略化、その他の事業関連を追加

(1) 研究発表会の開催等による安全工学に関する研究・教育事業

→ 安全工学に関する研究・教育事業

(2) 学会誌の発行等による安全工学に関する普及啓発事業

→ 安全工学に関する普及啓発事業

(6) その他目的を達成するために必要な事業 (追加)

第 6 条 (会員) 種別の変更

・シニア会員 この法人の目的に賛同し活動に参加する 65 才以上で当該会員を希望する個人 (新規追加)

・研究事業会員 本会が企画する研究事業に携わる個人又は団体 (新規追加)

特定非営利活動促進法上の社員の明確化

・維持会員、賛助会員、普通会員、名誉会員を社員として明確化。学生会員、シニア会員、研究事業会員は社員ではなく、総会での決議権等はない。

第 8 条 入会金及び会費

これまで入会金・会費は総会で定めるとされていたが、理事会で決議できる様に変更。
(今回、規程を制定し、以後、理事会での決議で改定が可能とした。 別途会費規程参照)

第 15 条 (役員) の職務

・会長以外の理事は、法人代表でない旨明記

(平成 24 年より法改正で会長以外の登記が不要となった)

第 5 章 会議に関する項目を総会／理事会に分割表記 (第 4、5 章)

第 23 条 総会の権能として、議決事項を具体的表示

第 30 条第 3 項 みなし総会項目を追記

社員全員の書面による同意の意思表示があれば総会決議があったと見なせる。

第 52 条 定款変更による認証事項、届け出事項の明確化

その他：基本的には NPO 法人定款ガイドラインに沿った記述とし、文章の表現方法の修正、文語の修正を実施。

以上

(2) 定款細則の改定概要

改定点；

第 2.3 条 会費規程の議決を総会から理事会へ変更

(今回、会費規程を総会議決で制定し以後は、理事会決議で改定できるようにする。)

第 4.1 条 2 項 常任理事会に関する規程を追加

常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会権限の会務での緊急事項の企画、調整、決定及び承認を行う

(この他常任理事会に関する規定の追加 4.2 条 4 項会議の招集、4.3 条 3 項招集の続き、4.4 条 議長、4.5 開催と決議、 4.6 条主要議題)

第 6.7 条 常置委員会には複数の副委員長を置くことが出来ることとする。

第 9.4 条 学会賞受賞条件の緩和

玉置功労賞の受賞資格を 「会員個人」 から「活動歴のある個人」とする。

第 10.1 条 細則の改廃

細則の改定は「総会の決議」でなく、「理事会の決議」とする。

(3) 会費規程の制定

(目的)

第1条 この規定は安全工学会（以下「本会」という）の会員及びその入会金・会費に関して定める。

(会員種別)

第2条 本会の会員は以下の7種とし、維持会員・賛助会員・普通会員・名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 維持会員 | この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体 |
| (2) 賛助会員 | この法人の事業を賛助するために入会する個人及び団体 |
| (3) 普通会員 | この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人 |
| (4) 名誉会員 | この法人の活動に対し特に功労があった者及び学識経験者 |
| (5) 学生会員 | この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する学生 |
| (6) シニア会員 | この法人の目的に賛同し活動に参加する65歳以上で当該会員を希望する個人 |
| (7) 研究事業会員 | 本会が企画する研究事業に携わる個人及び団体 |

(入会金)

第3条 本会の入会金は、いずれの会員も0円とする。但し、研究事業会員は別途定める。

(会費)

第4条 会費は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 維持会員 | 400,000円 |
| (2) 賛助会員 | 150,000円 |
| (3) 普通会員 | 9,600円 |
| (4) 名誉会員 | 0円 |
| (5) 学生会員 | 4,800円 |
| (6) シニア会員 | 4,800円 |
| (7) 研究事業会員 | 研究事業の内容により理事会等で別途定める |

(会費の納入)

第5条 会員は、会費を4月末までに納入しなければならない。

2 会員が種別を変更したときは、その年度から変更された会員種別の会費を納入しなければならない。ただし、新会費が旧会費を下回る場合には差額を返戻しない。

3 研究事業会員は第1項にかかわらず納入期日は理事会等で別途定める。

(規定の変更)

第6条 この規程の改定は、理事会の議決を経て行う。又、その結果については次の総会へ報告する。

付則

この規程は平成25年3月理事会にて制定し、平成25年度総会の決議を経て施行する。

以上